

京都市告示第147号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年6月14日

京都市長 門川大作

道路の種類                   市道  
 供用開始の期日           告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
羽束師緯131号線	伏見区羽束師古川町133番地の1地先から	旧	メートル 14.00	メートル 6.40
	同町136番地の1地先まで	新	14.00	7.00 ~ 8.40
羽束師65号線	伏見区羽束師古川町139番地の2地先から	旧	メートル 21.70	メートル 0.75 ~ 0.90
	同町143番地地先まで	新	21.70	1.27 ~ 4.50
羽束師70号線	伏見区羽束師古川町133番地の1地先から	旧	メートル 125.90	メートル 2.20 ~ 6.75
	同町126番地の29地先まで	新	83.10	6.10 ~ 9.40

(建設局土木管理部道路明示課)